

令和2年度 入園のしおり



小山町役場 こども育成課

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2

電話 0550-76-6126 FAX 0550-76-2795

目次

1	保育園・こども園・幼稚園とは	3
2	こども園に入園できる児童とは	3
	求職中での申込み	3
	育児休業中の申込み	4
	ひとり親の申込み	4
3	認定申請について	4
	教育・保育給付認定の種類	4
	保育時間区分	5
	令和2年度の年齢別クラス	5
4	入園申込（利用申請）手続きの流れ	5
	1. 4月入園を希望する場合	5
	2. 5月以降の入園を希望する場合	7
	3. 町外の施設の利用を希望する場合	7
	4. 町外にお住まいの方が小山町のこども園の利用を希望する場合	7
5	必要な書類	8
6	入園後の留意事項	9
7	入園の解除について	9
8	退園について	10
9	保育料について	10
	(1) 決定方法等	10
	(2) 納付方法	10
	(3) 多子軽減制度	11
	(4) 令和2年度幼稚園保育料徴収基準額表	11
10	幼稚園・こども園一覧	12
11	預かり保育の利用について	15
12	延長保育の利用について	15
13	一時的保育の利用について	16
14	病児・病後児保育について	17
15	地域子育て支援	17
16	ファミリー・サポート・センター	19
17	町内幼稚園・保育園・こども園一覧	20

1 幼稚園・保育園・こども園とは

幼稚園とは、3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境の中で、心身の発達を助長する教育施設です。

保育所とは、ご家族の皆さんが、仕事や病気等の理由で、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てることを目的とした児童福祉施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を持ち、それぞれの役割を果たすことのできる施設です。

令和2年4月から、町内の幼稚園と保育園の統合をおこない、こども園になる予定です。また、私立こども園が1園開園する予定です。

2 こども園に入園できる児童とは

こども園短時間へ入園できるのは、小山町に住民登録があり、年齢基準（3歳以上）を満たしている幼児です。

こども園長時間（保育標準時間／保育短時間）へ入園できるのは、0歳（生後3ヵ月以上）から小学校に就学するまでの乳幼児で、同世帯の65歳未満の方全員が次の要件のいずれかに該当する場合に申込みができます。

長時間 要件	保護者の状況	利用できる期間
①就労	月 64時間以上 働いていること（自営業、内職、農業を含む） 【例】1日4時間、週4日、月4週勤務	最長 就学前まで
②妊娠、出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	産前産後 各8週間
③疾病、傷害	疾病、負傷、若しくは精神又は身体に障害を有していること。 (例)1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。 身体障害者手帳4級以上を取得していること。	療養を必要としなくなるまで
④介護、看護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 (例)1ヵ月以上の入院付き添いをする事。 心身障害者の介護、通所、通院に付き添うこと。 半年以上療養中の家族等を介護すること。	介護を必要としなくなるまで
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること。	必要な期間
⑥就学	大学や専門学校に在学又は職業訓練等に就いていること。 ※通信教育は対象外	通学期間中
⑦育児休業中	<u>既に保育園・こども園長時間を利用しているお子様がいて、継続利用が必要であること。</u>	生まれたお子様が1歳になる月の末日まで
⑧求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。	最長2ヵ月
⑨その他	保育が必要であると認められた場合。	個別の事由による

求職中での申込み

求職中の理由で認定された場合は、最長2ヵ月の期限付きで長時間（保育短時間）の入園が可能となります。職場採用後2週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入園することができますが、提出できない場合は、期間満了月の15日までに就労証明書の提出ができない場合は、月末で退園となります。

育児休業中の申込み

育児休業中は、ご家庭で保育ができるため、原則、長時間の利用申請ができません。ただし、次の場合は利用が可能です。

* 既に上のお子様が入所している場合（産前産後のみの入園は除く）で、その後に出産して育児休業を取得する場合

⇒生まれたお子様が1歳になる月の末日まで継続利用が可能（**保育短時間**になります。）

なお、育児休業取得者と認められるのは、「育児休業に関する法律」に基づく休業取得者のみです。確認のため、就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）を提出してください。

育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の前月1日以降です。

（例えば4月1日利用開始の方は、5月末までの間に育児休業を終了し、6月1日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2週間以内に「就労証明書」を御提出いただきます。）

ひとり親の申込み

以下のいずれかに該当する場合はひとり親として申込みすることができます。

(1) 配偶者と離婚または死別した場合。

(2) 未婚の場合。

(3) 申込み時において、離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合（離婚調停の申立書コピーを提出してください）。

※次の場合はひとり親として扱うことができません。

① 親族等の健康保健等の扶養に入っている場合

② 配偶者が単身赴任等で長期不在の場合

3 認定申請について

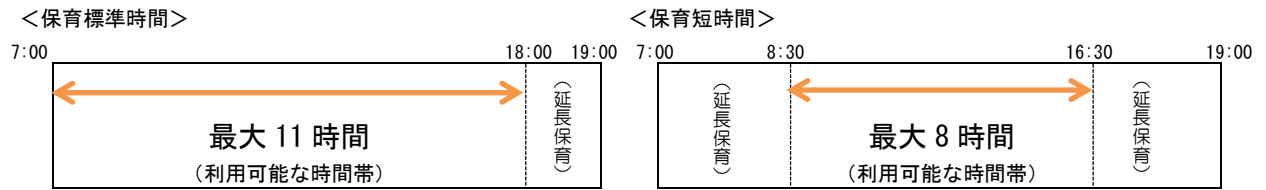
こども園・幼稚園・保育園を利用するための申請は教育・保育給付認定を受ける必要があります。（認定が受けられない場合は、利用できません。）教育・保育給付認定の申請に基づき、年度途中で入園される方は原則30日以内に小山町から支給認定証が交付されます。（支給認定証は、大切に保存してください。）

教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 ＜教育標準時間＞	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園
3号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、 小規模保育など

保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。



※ 保育短時間の時間帯は変わる場合があります。

こども園長時間希望の申請を御提出いただくと、御提出いただいた就労証明書に基づき「保育標準時間」「保育短時間」の区分を決定させていただきます。

(長時間) 保育標準時間	就労：月 120 時間以上、産前産後等
(長時間) 保育短時間	就労：月 64 時間以上月 120 時間未満、育児休業・求職中等

※看護等その他要件については就労時間相当の区分で決定いたします。

令和2年度の年齢別クラス

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	平成31年4月2日生まれ～
1歳児	平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ
2歳児	平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ
3歳児	平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ
4歳児	平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれ
5歳児	平成26年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ



4 入園申込(利用申請)手続きの流れ

1. 令和2年4月に新規入園を希望する場合・公立園→私立園へ転園を希望する場合

令和元年度に通園中で、令和2年4月以降も引き続き同じ園を希望する場合または公立園→公立園への転園希望は、面接は行いません。(申請書等必要書類のみを令和元年10月15日～31日までに通園中の園へ御提出ください。園より継続者用に後日申請書を配布します。)

※申込締め切り後の4月入園を希望する場合は、第二次選考後、定員に空きがある場合に、転入者に限り受付します。こども育成課へ御連絡ください。

①認定申請書及び利用申込書等必要書類の配布

令和元年8月下旬～

①各園・こども育成課受取り・[小山町HP](#)よりダウンロード

②申請書の記入、必要書類を準備してください。

※就労証明書等提出が間に合わない場合は、面接日までに追加提出をしてください。(申請書提出時に申し出てください。)

②認定申請書及び利用申込書等必要書類の提出 ※足柄幼稚園は募集を行いません。

令和元年9月11日(水) 9:30~16:30	<p>【第1希望がきたごうこども園の方】</p> <p>実施場所 : きたごうこども園 持ち物 : 申請書類一式 面接 : 申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 整理券を面接会場へ持参してください。</p>
令和元年9月17日(火) 9:30~16:30	<p>【第1希望がするがおやまこども園・すがぬまこども園・菜の花こども園・(仮)みらいこども園の方】</p> <p>実施場所 : こども育成課 持ち物 : 申請書類一式 面接 : 申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 整理券を面接会場へ持参してください。</p>
令和元年9月27日(金) 9:30~16:30	<p>【第1希望がすばしりこども園の方】</p> <p>実施場所 : 須走幼稚園 持ち物 : 申請書類一式 面接 : 申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 整理券を面接会場へ持参してください。</p>

③面接

令和元年10月4日(金) 10:00~18:00	<p>【第1希望が全公立園・(仮)私立みらいこども園の方】</p> <p>実施場所 : 総合文化会館 菜の花ホール 面接時間 : 申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 整理券を面接会場へ持参してください。</p>
令和元年10月7日(月) 10:00~17:00	<p>【第1希望が私立菜の花こども園の方】</p> <p>実施場所 : 菜の花こども園 面接時間 : 申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 整理券を面接会場へ持参してください。</p>

※ 混雑を避けるため、整理券に記載の時間にお越しください。該当の時間に来られない場合は、他の時間にお越しください。ただし、待機時間が長くなる恐れがありますので、あらかじめ御了承ください。

※ 必要に応じ2次面接を行います。該当者へは個別に御連絡いたします。

④集団保育（対象：3歳児クラス以上の入園予定者）

令和元年10月11日(金) 10:00~11:00	令和元年10月16日(水) 13:30~14:30	令和元年10月18日(金) 13:30~14:30	持ち物 上履き
【北郷地区に居住】 実施場所:きたごうこども園	【須走地区に居住】 実施場所:須走幼稚園	【小山地区に居住】 実施場所:駿河小山幼稚園	

※ 当日はお子様の集団での様子を確認します。保護者の方は、別室で待機していただきます。

※ 当日体調不良の場合は、別日に参加してください。
(事前にこども育成課 76-6126 へ御連絡ください。)

⑤認定証及び利用決定（利用不可決定）通知書の送付

※電話による問い合わせには応じられません。

令和2年1月	こども園（短時間）を希望する方、こども園（長時間）を希望する利用事由が求職活動以外の方は、 第一次選考 後に、認定証及び保育所利用決定（利用不可決定）の通知書を送付します。
令和2年2月	こども園（長時間）を希望する利用事由が 求職活動 の方は 第二次選考 後に、認定証及び保育所利用決定（利用不可決定）の通知書を送付します。

⑤1日入園、入園説明会の開催

令和2年2月上旬	各こども園にて1日入園、入園説明会を行います。日時等詳細は、別途通知します。
----------	--

⑥令和2年度入園式

令和2年4月	各こども園にて入園式を行います。日時等詳細は、別途通知します。 また、中旬に通園中の園を通じて、利用者負担額を通知します。
--------	--

2. 令和2年5月以降の入園を希望する場合（随時申請）

申込みの際は、各園・役場本庁2階こども育成課窓口まで御来庁ください。

【申込受付期間】

- * 入園日は原則、各月1日となります。
- * 町外の施設の利用を希望する場合は、前月6日（土日祝日の場合はその前日）までに申請書類を揃えて、お申し込みください。
- * 希望する利用開始月の申込締切日以降は、その次の月からの利用申請となります。

利用開始月	申込期限	利用開始月	申込期限
令和2年 5月	4月1日（水）～ 4月15日（水）	令和2年11月	10月1日（木）～ 10月15日（木）
令和2年 6月	5月1日（金）～ 5月15日（金）	令和2年12月	11月2日（月）～ 11月13日（金）
令和2年 7月	6月1日（月）～ 6月15日（月）	令和3年 1月	12月1日（火）～ 12月15日（火）
令和2年 8月	7月1日（水）～ 7月15日（水）	令和3年 2月	1月6日（水）～ 1月15日（金）
令和2年 9月	8月3日（月）～ 8月14日（金）	令和3年 3月	2月1日（月）～ 2月15日（月）
令和2年10月	9月1日（火）～ 9月15日（火）		

3. 町外の施設の利用を希望する場合

小山町に住所のある方は、原則、小山町内の園を利用することになりますが、通勤の関係などの事情により小山町外の園を希望する場合は、こども育成課へ相談してください。

申請を希望する市町村により、提出時期が異なります。申請書類は、小山町の申請書類を使用します。また、申込先により、別途提出の必要な書類がある場合があります。御注意ください。

4. 町外にお住まいの方が、小山町内のこども園の利用を希望する場合

現在お住まいの市区町村を通してお申込みください。**令和元年11月1日までに御提出ください。**
転入確約書を御提出の場合は、第一次選考にて審査をおこないます。その他は第二次選考となります。
※転入確約書を御提出の方が、10月の集団面談に参加していただくことは可能です。各園の指定日に申請書を直接御提出ください。

5 必要な書類

①小山町教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書

②申込確認票 ③家庭状況申立書

④入園児の家庭における生活状況調査 0・1・2歳児 又は 3・4・5歳児

⑤保育を必要とする状況がわかる書類 ※父母及び65歳未満の同居家族 ※長時間保育希望者のみ

必要書類 入園要件・世帯状況	就労証明書	実績表等	医師の診断書	手帳のコピー	在学証明書	就労予定申立書	母子手帳コピー	備考
外勤(内定含む)	○							勤務先で証明を受けてください。
内職	○	○						直近の実績表または納品書のコピーを提出してください。
自営業	○							就労証明書に自営していることがわかるものコピーを添付してください。
農業	○	○						民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産							○	母の氏名・出産予定日が記載されたページのコピーを提出してください。
疾病・障がい			○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。 ※診断書には保育が出来ない旨を明記してください。
看(介)護			○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。 ※診断書には保育が出来ない旨を明記してください。
災害復旧	○							就労証明書備考欄に災害復旧にあたっている状況を記載。 罹災証明書を添付してください。
求職中						○		就労予定申立書を提出してください。ハローワークカードのコピーを添付してください。
就学					○			就学予定の方は合格通知、就学中の方は在学証明書を提出してください。また、時間割等も提出してください。 通信教育は該当しません。
育児休業中	○							勤務先で育児休業の証明を受けてください。 復帰後2週間以内に就労証明書を提出してください。

⑥税額に分かる書類 (平成31・令和2年1月1日時点で町外に住民票をおいていた方のみ)

申請書に個人番号(マイナンバー)と該当年度1月1日時点の住所地を御記入いただくと提出は不要です。

4月分～8月分保育料の決定に必要な書類

- 『平成31年度市町村民税課税(非課税)証明書』
- 『平成31年度市町村民税特別徴収税額通知書』のコピー
- 『平成31年度市町村民税納税通知書』

(氏名及び市町村民税所得割・均等割額の記載されているページ)のコピー

9月分～3月分保育料の決定に必要な書類

- 『令和2年度市町村民税課税(非課税)証明書』
- 『令和2年度市町村民税特別徴収税額通知書』のコピー
- 『令和2年度市町村民税納税通知書』

(氏名及び市町村民税所得割・均等割額の記載されているページ)のコピー

- (注) 1. いずれも保護者（父母）それぞれの書類が必要です。
2. 保護者の収入合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として保育料を決定します。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
3. 生活保護を受給されている方は『生活保護受給証明書』のコピーを提出してください。

⑦転入確約書（転入予定者のみ）

※建物売買契約書・建築工事請負契約書・賃貸借契約書のコピーを添付

※転入後の住所にすでに居住者がいる場合は、同居同意書を転入予定住所の世帯主から同意を受けてください。

⑧保育士優先申立書（保育士として勤務している方のみ）

※保育士証のコピーを添付してください。

⑨離婚調停の申立書コピー

（申込み時において、離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合）

※次の場合はひとり親として扱うことができません。

- ① 親族等の健康保健等の扶養に入っている場合
- ② 配偶者が単身赴任等で長期不在の場合

6 入園後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに入園中の園へ申し出てください。

- ① 住所・氏名・電話番号が変わった場合
- ② 世帯の状況が変わった場合
- ③ 婚姻・離婚した場合
- ④ 勤務先が決定・変更した場合
- ⑤ 仕事を辞めた、又は求職中になった場合
- ⑥ 出産される（された）場合
- ⑦ 産前・産後休暇後に、職場に復帰した場合
- ⑧ 育児（病気）休業後に、職場に復帰した場合
- ⑨ 家庭状況が変わり、入所（園）の対象に該当しなくなった場合
例：仕事を辞め、就職予定がない場合
- ⑩ 世帯状況等が変更になり、日中家庭で保育できるようになった場合
- ⑪ 町外に引越すする場合
- ⑫ 育児休業の場合



7 入園の解除について

次に該当する場合は、入園を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 無断で長期にわたり通園しない場合
- ③ 提出書類に偽りが発覚した場合
※就労状況に変更等がないか、定期的に事業所等へ確認させていただく場合があります。
- ④ 保育料の滞納がある場合

8 退園について

退園するときは、退園する日の1週間前までに、在園している園に「退園届」を提出してください。また、月途中退園の場合でも原則として保育料の日割り請求等はありません。

退園届を提出されないと、引き続いて保育料を納めていただくこととなりますので、御注意ください。「退園届」は各園にあります。

9 保育料について

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化により3～5歳児クラスの保育料と0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となります。

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯以外の方が保育料支払いの対象となります。

(1) 決定方法等

- ① 保育料は、世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの認定区分、きょうだいの状況等によって小山町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。
- ② 保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、9月で切り替わります。4月分から8月分までは前年度の税額、9月分から3月分までは当年度の税額で決まります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

(2) 納付方法

口座振替または納付書により、**納期限内に納付**してください。

私立こども園は、小山町が算定決定した保育料を直接園に納付してください。

納付方法については、園へお問い合わせください。

口座振替の場合

【口座振替のできる金融機関】

スルガ銀行・静岡銀行・御殿場農業協同組合・沼津信用金庫・ゆうちょ銀行

【口座振替日について】

毎月末日（休業日の時は翌営業日）※12月と3月は25日となります。

【口座振替手続きについて】

「小山町口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、「口座振替のできる金融機関」の窓口で手続きをしてください。**納入義務者欄には保護者を記入**してください。

用紙は、町内の金融機関及びこども育成課にあります。

納付書の場合※口座振替ができない事情がある場合は、納付書にて納付が可能です。

毎月15日頃に送付する納付書で、納付書に記載されている金融機関で納付してください。

納期限は、毎月末日です。※12月と3月は25日となります。

※ 保育料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収や、勤務先への給与照会および金融機関への預金等の調査を行い、給与等の差押等を実施することがあります。また、退園となります。

※ 滞納したまま卒園されると、小山町放課後児童クラブへの申込みをお断りすることがあります。

★★納め忘れのないよう、口座振替での納付をお願いします★★

(3) 多子軽減制度

利用者負担額が、年齢制限なく2号3号認定の場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(4) 令和2年度保育料徴収基準額表

小山町認定こども園（0～2歳クラスの長時間利用児）

（月額）

階層	支給認定保護者の区分		保育料（月額）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	要保護者等のいる世帯		0	0
	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
		48,600円未満	11,000	10,900
4	町	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
		77,100円未満	16,500	16,300
5	民	要保護者等のいる世帯	7,000	7,000
		97,000円未満	19,000	18,700
6	所	121,000円未満	26,000	25,700
7		145,000円未満	29,700	29,300
8	割	169,000円未満	33,000	32,600
9		213,000円未満	38,000	37,500
10	合	257,000円未満	41,600	41,000
11		301,000円未満	43,000	42,400
12	算	397,000円未満	48,000	47,300
13		397,000円以上	54,000	53,100

※ 保育料徴収基準額表は変更する場合があります。

10 幼稚園・こども園一覧

令和2年4月より、保育園と幼稚園が統合されこども園となる予定です。また、新しく私立こども園が1園開園する予定です。

▼幼稚園

施設名	所在地	定員	開所時間	特別な保育
公立足柄幼稚園	竹之下 2430 TEL76-0584	90名	平日 8:30~14:30	預かり保育 (平日のみ・ 長期休暇時実施なし) 14:30~16:30

※新入園児の募集はおこないません。

※令和2年度末に廃園を予定しております。

▼こども園

施設名	所在地等	区分	開所時間	特別な保育
公立 するが おやま こども園	【旧いきど保育園舎】 生土 132-1 TEL76-0423 【旧駿河小山幼稚園舎】 小山 289-1 TEL76-0479	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00	延長保育(平日のみ) 18:00~19:00
		(長時間) 保育短時間	平日・土曜 8:30~16:30	延長保育(平日のみ) 7:00~8:30 16:30~19:00
		(短時間) 教育標準時間	平日 8:30~14:30	預かり保育 (平日のみ・ 長期休暇時実施なし) 7:00~8:30 14:30~16:30
公立 すがぬま こども園	【旧すがぬま保育園舎】 管沼 1074-1 TEL76-0429	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00	延長保育(平日のみ) 18:00~19:00
		(長時間) 保育短時間	平日・土曜 8:30~16:30	延長保育(平日のみ) 7:00~8:30 16:30~19:00
		(短時間) 教育標準時間	平日 8:30~14:30	預かり保育 (平日のみ・ 長期休暇時実施なし) 7:00~8:30 14:30~16:30

公立 きたごう こども園	用沢 207-1 TEL78-0504	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00	延長保育(平日のみ) 18:00~19:00
		(長時間) 保育短時間	平日・土曜 8:30~16:30	延長保育(平日のみ) 7:00~8:30 16:30~19:00
		(短時間) 教育標準時間	平日 8:30~14:30	預かり保育 (平日のみ・ 長期休暇時実施なし) 7:00~8:30 14:30~16:30
公立 すばしり こども園	【旧すばしり保育園舎】 須走 153 TEL75-2720	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00	延長保育(平日のみ) 18:00~19:00
	【旧須走幼稚園舎】 須走 83 TEL75-2710	(長時間) 保育短時間	平日・土曜 8:30~16:30	延長保育(平日のみ) 7:00~8:30 16:30~19:00
	(短時間) 教育標準時間	平日 8:30~14:30	預かり保育 (平日のみ・ 長期休暇時実施なし) 7:00~8:30 14:30~16:30	

※ 乳児の受入れは生後3ヵ月からです。

※ 公立こども園(長時間利用児)は、日曜日・祝日及び年末年始はお休みです。



▼私立こども園

私立 菜の花 こども園	竹之下 570-1 76-6622	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00 日曜・祝日 7:30~17:30	延長保育 18:00~19:00 (標準時間) ※休日はなし
		(長時間) 保育短時間	平日 8:30~16:30 土曜 7:00~18:00 日曜・祝日 7:30~17:30	病後児保育 8:00~17:00
		(短時間) 教育標準時間	平日 9:00~15:00	預かり保育 7:00~8:30 15:00~18:00
私立 (仮) みらい こども園	上野 1024-1 電話：建設中のため 後日公表	(長時間) 保育標準時間	平日・土曜 7:00~18:00 日曜・祝日 7:30~17:30	延長保育 18:00~19:00 (標準時間) *休日はなし
		(長時間) 保育短時間	平日 8:30~16:30 土曜 8:30~16:30 日曜・祝日 8:30~16:30	病児病後児保育 8:00~17:00
		(短時間) 教育標準時間	平日 9:00~15:00	預かり保育 7:00~9:00 15:00~18:00

※ 乳児の受入れは生後3ヵ月からです。

※ 私立 菜の花こども園の休日保育について（前月20日までに申込みください。）

対象：通園中の長時間利用児童・他の保育所・こども園（長）に入所している児童

条件：休日に常態的に保育を必要としていると認められる場合に利用可能

※証明書類（該当日の就労証明等）が必要

時間：日曜・祝日の午前7時30分から午後5時30分まで

料金：無料（別途料金はなし）

11 (公立) 預かり保育の利用について

預かり保育は、在籍する幼稚園・こども園（短時間）での利用となります。

時 間	午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（月曜日～金曜日のうち週 3 日まで）
利用金額	1 人 30 分毎 100 円
申 込 み	各幼稚園・こども園に直接お申込みください。

12 延長保育の利用について

延長保育は、在籍するこども園（長時間）での利用となります。

園 名	公立こども園		
延長時間	長時間利用児童 保育標準時間認定	長時間利用児童 保育短時間認定	
	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午前 7 時 00 分から 午前 8 時 30 分まで	午後 4 時 30 分から 午後 7 時 00 分まで
	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。			
利用金額	1 人 1 回 30 分毎 100 円 ※ 1 回 30 分未満は 30 分とみなす。		
申 込 み	各こども園に直接にお申込みください。		

園 名	私立 菜の花こども園・(仮)みらいこども園			
延長時間	長時間利用児童 保育標準時間認定	長時間利用児童 保育短時間認定		
	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午前 7 時 00 分から 午前 8 時 30 分まで	午後 4 時 30 分から 午後 6 時 00 分まで	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで
	月曜日～土曜日 (※休日は延長保育 なし)	月曜日～土曜日 (※休日は午前 7 時 30 分から)	月曜日～土曜日 (※休日は午後 5 時 30 分まで)	月曜日～土曜日 (※休日は延長保育 なし)
※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。				
利用金額	1 日 200 円 (おやつ代含む)	1 日 100 円	1 日 100 円	1 日 200 円 (おやつ代含む)
申 込 み	朝の延長は前日まで、土曜は前月 20 日までにお申込みください。			

13 一時的保育の利用について

一時的保育は、生後3ヵ月から就学前のこども園等に入所していない乳幼児が対象です。
短時間児の夏休み期間中の預かり保育は実施していないため、一時的保育の利用となります。

実施保育園名	公立こども園
利用対象児童	① 保護者の継続的または短時間就労（週3日以内 月15日以内） ② 保護者の傷病等による緊急時（原則として連続5日以内） ③ その他、保護者の私的な理由によるもの（原則として連続5日以内）
利用可能な日	平日のみ。※土日祝は利用できません。 （また、園の行事等により利用できない日があります。）
利用時間	午前9時～午後4時
利用金額	<3歳未満児> 30分毎に200円 <3歳以上児> 30分毎に100円 ※給食が必要な場合、別途200円かかります。
申込み方法	利用を希望するこども園へ事前にお申込みください。

実施保育園名	私立 菜の花こども園・(仮)みらいこども園
利用対象児童	月15日以内
利用可能な日	月曜日から日曜日・祝日
利用時間	午前8時30分～午後5時
利用金額	<0歳児～2歳児> 1日1,600円 <3歳児～5歳児> 1日900円 <日曜日・祝日は、全歳児> 1日2,000円 ※いずれも昼食・おやつ代含む
申込み方法	菜の花こども園へ事前（前月20日まで）にお申込みください。 (仮)みらいこども園へ事前（前月15日まで）にお申し込みください。

14 病児・病後児保育について

私立 菜の花こども園では、病後児保育を行っています。

- (1) 対象年齢 生後6ヵ月から就学前まで
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日の、午前8時から午後5時まで
- (3) 利用料 1日2,000円（ただし、菜の花こども園在園児は無料）
お弁当持参できない場合は別途300円必要

※詳しくは、私立 菜の花こども園にお問い合わせください。

私立（仮）みらいこども園では、病児・病後児保育を行っています。

- (1) 対象年齢 生後6ヵ月から就学前まで
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日の、午前8時から午後5時まで
- (3) 利用料 1日2,000円（ただし、（仮）みらいこども園在園児は無料）
お弁当持参できない場合は別途300円必要

※詳しくは、私立（仮）みらいこども園にお問い合わせください

15 地域子育て支援

【町立子育て支援センター】

活動内容

町立子育て支援センターでは、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場所、お母さんたちの情報交換の場所を提供しています。ぺんぎんランド（こども園開放日）では、各こども園の遊戯室・園庭を開放します。きんたろうひろばは、子育て支援専用の施設のため、広い室内で楽しく過ごしたり、外の遊具で遊ぶこともできます。

利用時間

ぺんぎんランド：月曜日から金曜日の、午前9時から午後4時まで

きんたろうひろば：月曜日から土曜日の、午前9時から午後4時30分まで

（午後0時から午後1時まではくまカフェのみ利用できます。）

行事予定

子育て講座やイベントを定期的に行っています。

お気軽にご利用ください。

※詳しくは、毎月15日発行の

「おやま子育て通信」をご覧ください。

※小山町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



【私立菜の花こども園地域子育て支援センター（なのはなパーク）】

活動内容

地域の子どもたちの健やかな成長を目指した子育て支援事業として、子どもたちが安心して遊べる場所、お母さんたちの情報交換の場を提供しています。親子クラブ、子育て講座、保育体験、子育て相談等の活動を行っています。

利用時間

月曜日から金曜日の、午前9時から午後4時まで開放しています。お気軽にご利用ください。

行事予定

なのはなパークでは、月に1~2回、保育士が遊びを企画してお待ちしています。お気軽にご利用ください。

※菜の花こども園ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

【私立（仮）みらいこども園地域子育て支援センター（みらいランド）】

活動内容

・みらいランドは、皆さんと一緒に子育てを考え、子どもの健やかな成長をお手伝いいたします
毎日絵本の読み聞かせ、リトミック、英語で遊ぼう、子育て講座、離乳食講座、健康講座、身体測定等多くの行事を担当保育士が計画しております

利用時間

月曜日から金曜日の、午前10時から12時、午後1時から午後4時まで運営し運動場等施設の開放をしております。お気軽にご利用ください。

行事予定

みらいランドだよりを毎月発行しておりますので予定を確認してください

※ 「おやま子育て通信」は子育て支援センター、こども育成課（役場本庁2階）、健康増進課（健康福祉会館）、総合文化会館にあります。

※ 小山町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

16 ファミリー・サポート

ファミリー・サポートとは、「子育てを応援したい!」「手伝ってあげたい!」という人たちが、「子育てを手伝って欲しい」という人たちの子どもを一時的に有料でお預かりするシステムです。御殿場市または小山町に居住している方が対象で、お預かりするのは原則生後3カ月の乳児から小学校6年生までのお子様です。

委託会員、受託会員ともに会員登録が必要です。(入会金および年会費無料)

会員(委託会員)になるには

御殿場市子ども家庭センター(市民交流センターふじざくら)内にあるファミリー・サポート・センター事務局で会員登録が必要です。

<登録に必要なもの>

申請者(保護者)の写真2枚(3cm×2.4cm)、印鑑、お子様の保険証、診察券

会員(受託会員)になるには

年2回行われている受託会員養成講座を受講し、受託会員の資格を取得することが必要です。

利用するには

委託会員登録後、ファミリー・サポート・センターに電話をしてください。

サポート内容を確認し、センターより受託会員を紹介されます。

利用料金

平日(月～金曜日)	
昼間(午前7時～午後7時)	1時間あたり 500円
早朝(午前7時前)	1時間あたり 600円
夜間(午後7時以降)	1時間あたり 600円
土曜日・日曜日・祝日	1時間あたり 600円
軽度の病気などの場合	1時間あたり 600円

※ その他(ガソリン代、食事代など)実費がかかります。

※ 病児の預かり、深夜(21時以降)及び宿泊を伴う援助はできません。

《問い合わせ・申込み》

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター

〒412-0042 御殿場市萩原 988-1 (御殿場市子ども家庭センター内) Tel.0550-88-5200

受付: 月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時まで(第1月曜日・土日祝祭日はお休み)

17 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日から保育料の無償化が行われます。対象になる方は、下記のとおりです。また、短時間児の預かり保育無償化については保育の必要性の認定がある方のみが無償化の対象となります。（基本的な考えとして、長時間を希望する保育の必要性のある方が、長時間に入園することができなく、短時間を利用することとなった方の預かり保育を無償化することとなります。）子育てのための施設等利用給付認定申請書は入園決定後に提出の御案内をさせていただきます。

	対象者		保育料	給食費 (副食費)	一時 預かり	預かり 保育	延長 保育	他認可外 施設等利 用
0～2歳 児クラス	住民税非課税世帯		無償	保育料に含まれるため 無償	無償化の対象外 (夏休みも含まれます。)	—	無償化の対象外	無償化の対象外
	上記以外の世帯		現行通り	保育料に含まれる		—		
3～5歳 児クラス	長時間児	町民	無償	小山町費負担による無償(公立)		—		
		町民以外		月4,500円を園に支払い		—		
	短時間児	町民		小山町費負担による無償(公立)		※施設等利用給付認定により新2号の場合は無償化の対象		

※私立こども園在園者(町民)の給食費(副食費)については上記と異なります。

3～5歳児クラス長時間児(町民): 月4,500円×12カ月の補助

3～5歳児クラス短時間児(町民): 月3,800円×11カ月の補助

※町外の施設を利用される方・町民以外の方については、給食費(副食費)補助は実施していません。

※待機児童等で施設を利用していない方については「子育てのための施設等利用給付認定」により、一時預かりやファミリー・サポート・センターの利用料が無償となる場合があります。こども育成課にお問い合わせください。

●子育てのための施設等利用給付認定について

	子育てのための施設等利用給付認定区分	提出書類	備考
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号子ども・新3号子ども以外のもの	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）	預かり保育は無償化の対象外となります。
※新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・3号） ②添付書類 ③保育所等利用申し込み等不実施に係る理由書（長時間保育を申込せず、短時間を利用しており、家庭において必要な保育を受けることが困難な人のみ提出）	※保育の必要性は、長時間児と同様の証明が必要となります。就労要件月64時間以上等。（同居の65歳未満家族も含まれます。）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにあるもの小学校就学前の子どもであって、家庭において 必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・3号） ②添付書類 ③保育所等利用申し込み等不実施に係る理由書（長時間保育を申込せず、短時間を利用しており、家庭において必要な保育を受けることが困難な人のみ提出）	

●預かり保育料等請求について

小山町は償還払い方法となります。

利用施設に預かり保育料をお支払ください。

後日、請求書・領収書等をこども育成課に御提出いただき口座振込をさせていただきます。

詳しい請求方法については、新2号・新3号認定子どもとなられた方へ御案内いたします。

●その他

未移行幼稚園在園や企業主導型保育事業利用者など個別の事案については御相談ください。